

群馬県カスタマーハラスメント防止条例（仮称） に関する意見募集について

県では、社会全体でカスタマーハラスメントを防止するため、「群馬県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）」の制定を検討しています。

この度、条例の基本的考え方について、広く県民の皆様からの意見を反映させるため、パブリックコメント（県民意見募集）を行います。

1. 意見募集の概要

（1）募集期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月19日（日）

（必着。ただし郵送の場合は当日消印有効）

（2）意見提出対象者

- ・県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体

（3）提出方法

- ・インターネット（ぐんま電子申請受付システム）、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法によりご提出

※電話等による口頭での意見提出や匿名での意見提出はお受けできません。

（4）資料入手方法

- ・県庁産業経済部労働政策課（11階南側）、県庁県民センター（2階北側）、各行政県税事務所
- ・県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/673771.html>）

（5）結果の公表

- ・令和6年2月（予定）

（6）提出先・問い合わせ先

群馬県産業経済部労働政策課労働政策係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3402 FAX：027-223-7566 メール：rouseika@pref.gunma.lg.jp



<県ホームページ>

2. 参考（群馬県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）とは）

労働者の就業環境を害するカスタマーハラスメントの防止に関して、県、顧客等、事業者及び就業者の責務を明らかにし、顧客等の豊かな生活、事業者の安定した事業活動及び誰もが安心して働くことができる就業環境の実現に寄与することを目的としたもの。